

身体的拘束最小化のための指針

1 身体的拘束の最小化に関する考え方

身体的拘束は、入院患者の生活の自由を制限することであり、入院患者の尊厳のある生活を阻むものです。

当院においては、入院患者の尊厳と主体性を尊重し、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体的拘束を行わない診療・看護の提供に努めます。

2 身体的拘束の最小化のための基本方針

(1) 患者又は他の患者などの生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わない。

(2) 緊急やむを得ない場合の例外三原則

患者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体的拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。

例外的に以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体的拘束を行うことがあります。

- ① 切迫性:患者本人又は他の患者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。(気切チューブ、中心静脈カテーテル等の処置が行われている場合。)
- ② 非代謝性:身体的拘束そのほかの行動制限を行う以外に代替する看護方法がないこと。
- ③ 一時性:身体的拘束そのほかの行動制限が一時的なものであること。

3 身体的拘束最小化のための組織に関する事項

身体的拘束の最小化を目的として「身体的拘束最小化チーム(委員会)」を設置します。

(1) 身体的拘束最小化チーム(委員会)の役割

- ア 身体的拘束最小化のための指針等の整備
- イ 身体的拘束最小化を目的とした職員研修の企画・推進
- ウ 身体的拘束を実施せざるを得ない場合の検討
- エ 身体的拘束を実施した場合の解除の検討
- オ 身体的拘束の現状把握及び改善に向けての検討

(2) 身体的拘束最小化チーム(委員会)の構成員

医師、看護部長、委員長、各病棟看護師、薬剤師、地域連携室

(3) 身体的拘束最小化チーム(員会)の開催

毎月1回(第2火曜日 定期開催)

4 身体的拘束最小化のための職員研修に関する基本方針

医療に携わる全ての職員に対して、身体的拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行います。

(1) 定期的な教育・研修の実施

(2) 新任者に対する身体的拘束廃止・改善のための研修の実施

(3) その他必要な教育・研修の実施

5 身体的拘束の報告方法等の方策に関する基本方針

緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合には、身体的拘束の実施状況や対象者の日々の態様(時間や状況ごとの動作や様子等)を記録し、身体的拘束最小化チーム(委員会)で身体的拘束解除に向けた確認(3要素の具体的な再検討)を行います。

(1) 身体的拘束禁止の対象となる具体的な行為

- ① 徘徊しないように、車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、また皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように Y 字型拘束帯や腰ベルト・車椅子テーブルを付ける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やオムツ外しを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることができない居室等に隔離する。

(2) 身体的拘束禁止の対象とはしない具体的な行為

身体的拘束をせずに患者の転棟転落などのリスクから守る事故防止対策

- ① 離床センサー等
- ② ベッド柵

6 身体的拘束の発生時の対応に関する基本方針

本人又は他の患者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を実施せざるを得ない場合、医療安全対策委員会マニュアル「身体抑制に関する基準・手順」に沿って実施します。

(1) 身体的拘束を実施するにあたり、以下の対応を行う。

- ① 実施の必要性等のアセスメントをおこなう。
- ② 患者・患者家族への丁寧な説明と同意を得る。
- ③ 身体的拘束の具体的な行為や実施時間帯等を記録する。
- ④ 二次的な身体障害を予防する。
- ⑤ 身体的拘束の解除に向けた検討を行う。

7 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、患者・その家族・職員がいつでも閲覧できるよう院内に掲示します。
また、当院のホームページにも掲載します。

8 その他、身体的拘束の最小化の推進のために必要な基本方針

身体的拘束を行わない診療・看護の実現を目指すため、全職員が共通認識を持ち、拘束を誘発する原因を探り除去するケアに心掛け、事故の起きない環境整備や職員間での柔軟な応援態勢を確保すると共に、也の施策や手段など代替的な方法がないか工夫や情報収集に努め、常時、改善を推進します。